

チエブクロウ先生の個人住民税特別徴収解説

事業主(給与支払者)は全ての従業員の給与から個人住民税を特別徴収(給与天引き)により納める義務があります。特別徴収についてみなさまにもっとご理解いただけますよう、このパンフレットを通じて説明していきます。

そもそも、特別徴収って何?知らないよ! P4のQ1へ

特別徴収ってしなくちゃいけないの? P4のQ2へ

さあ、先生がみんなの疑問に答えていくぞ!

従業員は家族だから特別徴収しなくていいよね? P4のQ3へ

パートやバイトは普通徴収でいいのよね? P4のQ4へ

どんなときに特別徴収しなければならないの? P5のQ6へ

従業員が少ないから普通徴収しかやってないよ! P4のQ5へ

個人住民税特別徴収のチエブクロウ先生

特別徴収のメリットって何? P5のQ7へ

従業員の就退職が多くて、どうやっていいかわからない! P5のQ9へ

従業員から普通徴収で納めたいと言われますが… P5のQ10へ



基本じゃな。

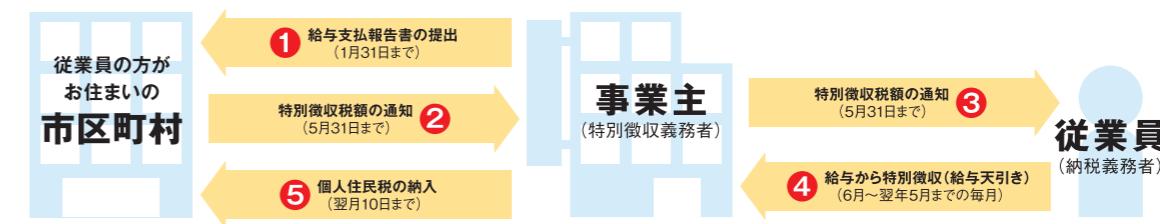
個人住民税特別徴収の概要



個人住民税の特別徴収とは?

- 個人住民税の特別徴収とは、事業主(給与支払者)が所得税の源泉徴収と同じように、従業員(納税義務者)に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を引き去り(給与天引きし)、納入していただく制度です。
- 事業主(給与支払者)は特別徴収義務者として、法人・個人を問わず、全ての従業員について、個人住民税を特別徴収していただく必要があります。(地方税法第321条の4)

特別徴収制度のしくみ



用語の解説

- 個人住民税とは、市町村民税と道府県民税を併せた地方税のことです。
- 給与引き去り(給与天引き)による納入を「特別徴収」といいます。
- 「特別徴収」以外に、市町村から送付される納税通知書で個人が納付する方法を「普通徴収」といいます(年4回)。
- 従業員には、短期雇用者、アルバイト、パート、役員等全て含みます。



個人住民税 特別徴収 Q&A

Q1
A

特別徴収とは何ですか？



まずは、用語の定義じゃな。



Q2
A

特別徴収はしなくては
いけないのですか？



実は、義務なんじや。



Q3
A

従業員は家族だけなので
特別徴収はしなくても良いでしょうか？



家族であっても特別徴収を行う義務があります。ただし、常時2人以下の家事使用人のみに給与を支払う場合は特別徴収しなくとも構いません。

Q4
A

従業員はパートやアルバイトであっても
特別徴収しなければなりませんか？



全ての従業員なんじや。



Q5
A

従業員数の少ない事業所でも
特別徴収しなければなりませんか？



少なくとも特別徴収じゃ！



しなければなりません。ただし、従業員(納稅義務者)が常時10人未満の事業所の場合は、市町村に申請し承認を受けることにより年12回の納期を年2回にする制度(「納期の特例」)を利用できます。

Q6
A

どのような場合に特別徴収しなければなりませんか？



従業員(納稅義務者)が前年中に給与の支払いを受けており、かつ当年の4月1日において給与の支払いを受けている場合、事業主(給与支払者)は原則として特別徴収しなければなりません。

Q7
A

特別徴収するメリットはあるのですか？



- ①事業主(給与支払者)は、個人住民税の税額計算を市町村が行いますので、所得税のように事業主(給与支払者)が税額を計算したり年末調整をする手間はかかりません。
- ②従業員(納稅義務者)は、金融機関に出向いて納税する手間が省け、納付を忘れて滞納となったり、延滞金がかかる心配がありません。さらに特別徴収は納期が年12回なので、普通徴収に比べて1回あたりの納税額が少なくてすみます。

Q8
A

事業主(給与支払者)が特別徴収した個人住民税は、従業員(納稅義務者)が住んでいる市町村ごとに納入しないといけませんか？

個人住民税は、従業員の方がお住まいの市町村ごとに納入する必要があります。金融機関で納入する場合は、市町村から送付された納入書により納付することが出来ます。なお、指定金融機関以外の金融機関から納付する場合は手数料がかかる場合があります。

Q9
A

従業員の就退職の回数が多く、
従業員には普通徴収にしてもらっているが…



事業主(給与支払者)が特別徴収義務者となることは、法令(地方税法第321条の4)に定められています。事務が繁雑であることを理由に普通徴収とすることはできません。



Q10
A

従業員から普通徴収で
納めたいと言われるが…



所得税の源泉徴収義務のある事業主(給与支払者)は、特別徴収しなければなりません。したがって、従業員(納稅義務者)の希望により普通徴収を選択することはできません。



具体的な手続き

意外に簡単じゃろ。



基本的な手続きの流れ

STEP

① 給与支払報告書の提出

毎年1月1日現在において給与の支払いをされている事業主で、所得税の源泉徴収をする義務のある事業主は、1月31日までに「**給与支払報告書**」を、給与の支払いを受けている方が**1月1日現在お住まいの市町村**に提出する必要があります。また年の途中に退職した方についても提出する必要があります。

※給与支払報告書はeLTAX(エルタックス)によりパソコンから電子申告がご利用いただけます。(一部利用できない市町村があります。) eLTAX(エルタックス)に関する情報はこちらのホームページをご覧ください。http://www.eltax.jp

【給与支払報告書:省令様式】



STEP

② 特別徴収税額決定通知書の送付

個人住民税の徴収期間は、6月から翌年5月までの12か月間です。毎年5月31日までに、従業員(納税義務者)がお住まいの市町村から事業主(特別徴収義務者)あてに「**特別徴収税額決定通知書**(特別徴収義務者用・納税義務者用)」が送付されます。この時に年税額と月割額をお知らせしますので、6月の給料から特別徴収(給与天引き)を開始してください。

STEP

③ 納期と納入方法

納期限は、月々の個人住民税を特別徴収(給与天引き)した月の**翌月10日**です。

この日が土・日曜日、または祝日の場合は、その翌営業日となります。従業員(納税義務者)の方がお住まいの市町村から送付される納入書で、金融機関で納入してください。

※納入できる金融機関は、従業員(納税義務者)の方がお住まいの市町村にお問い合わせください。なお、指定金融機関以外では手数料がかかる場合がありますのでご注意ください。

意外に簡単じゃろ。

その他の手続き

税額の変更通知

従業員(納税義務者)の給与支払報告書の訂正、所得額や控除の内容の調査結果により、すでに通知した月々の特別徴収税額に変更が生じた場合は、「**特別徴収税額変更通知書**」が送付されますので、その通知に従って**特別徴収する税額を変更**してください。

退職・休職者の徴収方法

① 6月1日から12月31日までに退職等をした場合

特別徴収できなくなった残りの税額は、普通徴収に切り替えることとなり、従業員(納税義務者)から直接納付していただきます。
従業員(納税義務者)から特別徴収の方法で徴収されたい旨の申し出があった場合は、**未徴収税額を給与や退職金等から、一括して特別徴収**していただきます。

② 翌年1月1日から4月30日までに退職等をした場合

この期間については①とは違い、法令(地方税法第321条の5第2項)により特別徴収できなくなった残りの税額については、元の勤務先から5月31日までに支給される給与、退職金等が残りの税額を超える場合には、従業員(納税義務者)の申し出がなくても**5月31日までの間に支払いをする給与や退職金等から、一括して特別徴収**により納入していただく必要があります。

異動届などの提出

退職や休職または転勤等により従業員(納税義務者)に異動があった場合は、その事由が発生した日の**翌月10日**までに事業主(給与支払者)が、従業員(納税義務者)の方がお住まいの市町村に「**異動届**」を提出する必要があります。

納期の特例(年2回納入)

原則として、特別徴収は年間12回毎月納入いただくことになっていますが、給与の支払いを受ける従業員(納税義務者)が常時10人未満の事業主(給与支払者)に限り、従業員(納税義務者)がお住まいの市町村に申請書を提出し承認を受けた場合には、特別徴収税額のうち、**6月分から11月分を12月10日まで、12月分から5月分を6月10日までの年2回に分けて納入**できる「**納期の特例**」をご利用いただけます。

※各期間のうち、承認を受けた日が属する期間については、その日が属する月から当該期間の最終月までの期間

退職所得が支払われる場合の個人住民税の特別徴収について

退職所得に対する個人住民税については、退職手当等が支払われる際に支払者が税額を計算し、退職手当等の支払金額からその個人住民税額を差し引いて納入することとされています。
納入すべき市町村は、退職手当の支払いを受けるべき日(通常は退職日)の属する年の**1月1日現在における住所が所在する市町村**です。